

令和4年10月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 5 2 号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて
- 議第 5 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 5 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 5 5 号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

1. 凡在本市范围内从事生产、经营活动的法人、其他经济组织和个人，均应当依照本办法的规定，向所在地税务机关申报纳税。

2. 纳税人应当在规定的纳税期限内，向所在地税务机关申报纳税，并按照规定缴纳税款。

3. 纳税人未按规定申报纳税的，税务机关有权依法追缴税款，并加收滞纳金，处以罚款。

4. 纳税人有逃避纳税义务行为的，税务机关有权依法采取税收保全措施和强制执行措施。

5. 纳税人对税务机关作出的具体行政行为不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

議第52号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年10月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第53号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年10月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和4年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

議第54号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年10月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

議第 5 5 号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則

草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号から第8号までを次のように改める。

- (2) 草津市校長会の代表
- (3) 草津市園長・所長会の代表
- (4) 草津市教頭会の代表
- (5) 草津市立小中学校教員の代表
- (6) 草津市社会教育委員の代表
- (7) 公募による草津市立小中学校保護者
- (8) 草津市同和教育推進協議会の代表

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条～第7条 （略） （草津市立教育研究所運営委員会） 第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。 (1) （略） (2) <u>草津市校長会の代表</u> (3) <u>草津市園長・所長会の代表</u> (4) <u>草津市教頭会の代表</u> (5) <u>草津市立小中学校教員の代表</u> (6) <u>草津市社会教育委員の代表</u> (7) <u>公募による草津市立小中学校保護者</u> (8) <u>草津市同和教育推進協議会の代表</u> (9) （略） 2～11 （略） 第9条 （略） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第7条 （略） （草津市立教育研究所運営委員会） 第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。 (1) （略） (2) <u>校長会の代表</u> (3) <u>園長・所長会の代表</u> (4) <u>教頭会の代表</u> (5) <u>小中学校教員の代表</u> (6) <u>市社会教育委員の代表</u> (7) <u>市PTA連絡協議会の代表</u> (8) <u>市同和教育推進協議会の代表</u> (9) （略） 2～11 （略） 第9条 （略）

